



台志市

農業委員会だより

第20号

平成28年3月24日発行

■発行／編集 台志市農業委員会 〒861-1195 台志市竹迫 2140 番地 TEL096-248-1487



今回の表紙

今回の表紙は、オオヤブデイルーファームの大藪正勝さん・真裕美さん夫妻(黒石)と後継者の裕介さん・沙紀さん夫妻です。正勝さんは1975年にオオヤブデイルーファームを立ち上げられ、酪農を営まれていましたが、裕介さんが就農されてからは6次産業にも力を入れています。

「くまもと半熟よーぐるちょ」などの加工品はジャージー牛乳を主原料で使用するため、餌にこだわり有機肥料で自給飼料を栽培し、オメガ3を強化した飼料も使用しています。今後は発酵米などにも挑戦したいということです。「くまもと半熟よーぐるちょ」は合志市特産品地域ブランド「うまかもん合志」の認証も受け、ユーパレス弁天物産館などでも購入できます。

「ここに大藪牧場があってよかった、と言われるような牧場にしていきたい」と裕介さん。そのために、おいしくて安全な牛乳を使って加工したいと話されました。結輝ちゃん、由虎くんという子宝にも恵まれ、ますます張り切っておられるようでした。



「くまもと半熟よーぐるちょ」無化学肥料、減農薬による循環型酪農の恵みであるジャージーミルクを使い、その風味をそのままお届けできるようにノンホモ製法で作りました。

たよりの主な内容 (P 2～)

- ・新規就農者の紹介・農地の貸し借り・売買について・中間管理機構について・農業委員活動報告
- ・農地賃借料情報・農業委員会申請関係スケジュール・農業委員先進地研修報告・農業委員挨拶

農業の明日を担う ～新規就農者紹介～

1月20日に新規就農者激励会および就農奨励金交付式を行ないました。市長、市議会文教経済常任委員会濱口委員長、農業委員会福嶋会長代理などから激励を受けました。平成27年度の新規就農者は7人です。皆さんの思いを紹介します。

大塚 翔太さん(二子) (イチゴ・カボチャ)

勤めていたが縛られているように感じ、前から好きだったし、のびのびできる農業を始めようと思いました。

岡田 拓也さん(下町) (酪農)

長男として後継者となり就農することにしました。

平川 優也さん(新迫) (スイカ・ブロッコリー)

父が農業をしており、自然とふれあいながら農業することに魅力を感じ就農する決意にいたりしました。

宮村 陽平さん(立割) (肉用牛)

結婚を機に後継者になろうと思いました。

続 功士朗さん(北) (スイカ・キュウリ)

両親がケガした際に、これからは自分が支えになろうと思い就農しました。

水野 仁貴さん(黒石) (スイカ・生姜)

子どもの頃から後継者として農業に従事すると思っていました。また、今まで以上の所得アップを目指してみたいと思い就農を決めました。

石坂 優一さん(黒石) (酪農)

家族で1つの目標に向かって仕事をするものの魅力、また生まれ育った地域で地元の先輩方と共存共栄を目指したいという思いから就農いたしました。



前列左から大塚さん、市長、岡田さん、平川さん
後列左から宮村さん、水野さん、石坂さん、続さん

農地の貸し借り・売買について

農地(田・畑)は誰でも借りたり、買ったりすることはできません。農業委員会への申請と許可が必要です。農業委員会の許可がなければ、農地を買っても登記ができません。

農地を借りたり、買ったりできる人の条件

- ①農地のすべてについて耕作すると認められること
- ②耕作など必要な農作業に常時従事すると認められること
- ③50a(=5反=5,000㎡)以上耕作すること
※農業生産法人(要登録)も賃借・売買ができます。
また、農業生産法人以外の法人、農作業常時従事以外の個人も条件付きで賃貸借ができます。

さらに

売買する農地が 農業振興地域農用地区域に含まれる区域
農地を買う人が

- ①あっせん譲受等候補者名簿に登録されている
- ②認定農業者、農業生産法人(認定農業者)
- ③経営面積が基準の225a以上など
であれば農業基盤強化促進法による優遇措置を受けることができます。

- ①農地を売った人は、税金(譲渡所得税の800万円まで)の特別控除が受けられます。
- ②所有権移転登記が嘱託登記ですることができ、登記費用が安くすみます。(嘱託登記手数料1筆3,000円 印紙代など)
- ③農地を買った人は、不動産取得税の1/3が控除されます。

※詳しくは農業委員会事務局までお尋ねください。

届出に必要な書類

	貸 借	売 買
3 条	①許可申請書(認印可) ②土地全部事項証明書 ③字図、位置図	①許可申請書(認印可) ②住民票 ③字図、位置図 ④土地全部事項証明書 ⑤法人登記簿謄本 ⑥法人定款 ※⑤⑥は法人のみ
農業経営基盤強化促進法	①農地利用集積計画書(利用権設定関係) ②利用権設定等申出書 いずれも認印可	①農地利用集積計画書(所有権移転関係) ②利用権設定等申出書(売手は実印、買手は認印) ③印鑑登録証明書 ④住民票 ⑤土地全部事項証明書 ⑥法人登記簿謄本 ※⑥は法人のみ

農地を「貸したい方」「借りたい方」を応援します

農地の貸し借り（農地中間管理事業）

熊本県農業公社
(農地中間管理機構)

1 農地を借受ける（農地中間管理権）

2 担い手（個人経営・法人経営・集落営農など）がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付ける

③ 貸し付けるまでの間、農地として管理する

■4 借受け先が確実な場合、簡易な条件整備を実施する

高齢で農業をやめたいけど、農地は守りたい

相続した農地を
誰かに貸したい

貸し手

農地の借受け

地域内の農地
を借りて規模
を拡大したい

農業を始めたいので、農地を借りたい

借り手

農地の貸付け

【公社に農地を貸したい場合】

- ・「農用地等貸付申込書」を農地がある農業委員会またはＪＡの担当窓口へ提出してください。随時受付しています。
- ・農地をリスト化登録し、「借受希望者」とのマッチング後に、公社が借りるための手続きを行ないます。

【公社から農地を借りたい場合】

- ・ 公社が実施する「借受希望者の募集」に必ず応募する必要があります。
 - ・ 「農用地等借受け申出書」を農地がある農業委員会、ＪＡの担当窓口または公社に提出してください。随時受付し、おおむね毎月ごとにとりまとめます。
 - ・ 公社がリスト化した農地とのマッチングの後に、借受希望者に農地を貸し付けるための手続きを行ないます。
- ※募集内容や応募方法については、公社のホームページ、市農業委員会、ＪＡの窓口にて備え付けのパンフレットをご覧ください。

公社に農地を貸した地域・農家の人には「機構集積協力金」が交付されます。

地域集積協力金・経営転換協力金・耕作者集積協力金がありますが、交付単価や交付要件などそれぞれ異なります。交付要件を満たした人でなければ協力金は交付することができませんので必ずご確認ください。

問い合わせ先 J A 菊池合志中央支所 ☎ 2 4 8 - 1 1 2 0
J A 菊池西合志中央支所 ☎ 2 4 2 - 1 1 6 3
熊本県農業公社 ☎ 2 1 3 - 1 2 3 4

農業委員活動報告

耕作放棄地対策として、地主さんの協力を得て、農業委員が市内の農地に、夏のひまわりに続き、コスモスを植えました。たくさんの花を咲かせ、通行する人たちの目を楽しませてくれたことでしょう。

農業委員会は今後も、耕作放棄地解消のため努めていきますのでご協力をお願いします。



かわいい花をつけるコスモス

合志市農地賃借料情報

平成 27 年 1 月～ 12 月までに締結された賃借料水準は以下のとおりです。場所・作付作物などによって金額に差があります。あくまで参考金額ですので契約にあたっては、貸し手、借り手双方の信頼関係に基づいて、十分話し合いの上決めてください。

(金額は 10a 当たり)

	ほ場整備内		ほ場整備外	
	田	畑	田	畑
集計筆数	108	80	28	60
平均額	19,100 円	16,100 円	17,700 円	14,200 円
最高額	43,900 円	25,000 円	49,200 円	29,000 円
最低額	10,000 円	4,700 円	5,000 円	5,000 円

農業委員会申請関係スケジュール

農地を売買・貸借するとき(3条申請・基盤強化)や、農地転用(4条申請・5条申請)などをするときは許可が必要です。申請の締め切り日や許可までのスケジュールは以下のようになっております。(4月から変更になっております)

日程	3条 農地を売買・貸借するとき	4条 自分名義の農地を転用するとき	5条 他人名義の農地を買ったり借りたりして転用するとき	基盤強化 専業農家が規模拡大の為に農地を売買・貸借するとき
毎月 25 日	申請書締め切り ※締め切り日以降に申請があった場合の審議は翌月になります。			
毎月 9 日	現地調査			
毎月 10 日	農業委員会総会			
毎月13日頃	許可書交付	県へ進達		公 告
翌月 5 日頃		許可書交付		

※30a 超の場合となっております。 ※日程はあくまで目安で、前後することがあります。

※市街化区域内の届出は随時受け付けております。(受理通知には、受付日から 10 日程度かかります。)

3年間で協力 ありがとうございました

平成 28 年 3 月 31 日で、今期の農業委員は任期満了となります。TPP や農業委員会法改正など、農業情勢にとって非常に心配の尽きない時期でありました。農業委員として活動し、さまざまなことを考えさせられた 3 年間となりました。

次期の農業委員会は、農業委員会法等の改正により、新設の農地利用最適化推進委員と農業委員が協力し、よりよい農業委員会運営となりますように期待するところであります。

3 年間ご協力いただきありがとうございました。

合志市農業委員会
第4期委員一同

農業委員先進地視察研修 天草市・上天草市

9 月 29 ～ 30 日の日程で農業委員先進地視察研修を実施しました。

集落営農組織の法人化へ向けた取り組みについて、天草市「農事組合法人 本渡山口の里」を視察。平成 24 年 10 月に熊本県知事から農地集積の重点地域に指定を受けてから、平成 26 年 3 月に設立するまで数多くの集会を重ね、設立にこぎつけた苦労話を聞きました。

6 次産業化への取り組みについて、天草市「㈱九電工 天草オリーブ園」を視察。衰退している農業を何とか活性化したい、2,000 畝といわれる天草市の耕作放棄地の解消したい、という願いから天草でのオリーブ栽培となったということです。まだ、実績は 5 年ほどであるが、上天草市、天草市の広域に渡り 8,000 本程植えられており、確実に耕作放棄地の解消につながっていると見込んでおられました。

上天草市「電照菊農家 木下農園」を視察。限られた農地に年間を通して需要がある菊づくりに特化して生産するという農業に取り組む農業者の考え方に生き残りにかけた情熱を感じました。



ハウス栽培の菊を視察